

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	企画管理部 文化国際課 (指定管理者：アルコット株式会社) (指定管理施設：富山能楽堂)
指 摘	(ア) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、指定管理者が再委託していることを把握しているにもかかわらず、市の承諾を受けるよう指導していなかったの で、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘のあった時点で、ただちに再委託申請書を提出させ、再委託承諾書をもつて書面により承諾した。また、次年度以降も引き続き再委託について事前に承諾を得るよう指導した。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	企画管理部 文化国際課 (指定管理者：アルコット株式会社) (指定管理施設：富山能楽堂)
指 摘	(イ) 富山能楽堂の使用料について、次の誤りが見受けられたので、改善を図りたい。 ① 富山市富山南総合公園文化体育施設条例別表で定められた使用時間区分を超える申請を受け付けた場合に、使用時間区分を超えた時間について、あらかじめ超過料金として使用料を算定しているものが複数あった。 ② 練習等のため舞台を使用する場合の使用料は、富山市富山南総合公園文化体育施設条例別表に定める額の50パーセントに相当する額とするとされているが、舞台以外の施設についても、この規定を適用して使用料を算定しているものが複数あった。
措 置 状 況	指摘のあった時点で、ただちに窓口における算定方法がどのように誤っていたかを確認し、条例に則り、上記①については、定められた使用時間区分に沿った申請を受け付けること、上記②については、練習等のため舞台を使用する場合にのみ当該規定を適用することを令和6年10月に指導した。また、これにより窓口で改善が図られたことを令和7年1月に確認した。また、令和7年度からは新たに施設予約システムの運用を開始することとしており、使用料の算定を誤らないよう対応してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農業水産課 (指定管理者：特定非営利活動法人浦島倶楽部) (指定管理施設：水橋フィッシャリーナ)
指 摘	富山市フィッシャリーナ条例で定める施設の供用時間を超えて、使用承認を行っているものがあったが、供用時間の臨時変更について、市長の承認を得ていなかったなので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和 6 年 1 1 月、指定管理者に対し、供用時間の臨時変更を行う場合は市長の承認を得るよう改めて指導を行った。今年度において、臨時の変更を行った実績はないが、今後供用時間の臨時変更を行う場合は、その都度申請するよう指導してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農業水産課 (指定管理者：特定非営利活動法人浦島倶楽部) (指定管理施設：水橋フィッシャリーナ)
指 摘	指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、指定管理者が再委託していることを把握しているにもかかわらず、市の承諾を受けるよう指導していなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和 6 年 1 1 月、指定管理者に対し、第三者に再委託する場合は事前に書面により市の承諾を得るよう改めて指導を行った。指定管理者からは、承諾を得ていなかった今年度の再委託業務である警備に関する業務委託について速やかに使用申請があり、承諾したところである。今後再委託する場合は、その都度申請するよう指導してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農業水産課 (指定管理者：特定非営利活動法人浦島倶楽部) (指定管理施設：水橋フィッシャリーナ)
指 摘	水橋フィッシャリーナの利用料金は、富山市フィッシャリーナ条例で定める額を超えない範囲において、指定管理者が市長の承認を受けて定めているが、10円未満額の端数処理は定めておらず1円単位で徴収したため、結果的に条例で定める額を超えた料金を徴収しているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和6年11月、指定管理者に対し、適正な利用料金の徴収について改めて指導を行った。指定管理者からは、担当者の交代などによる誤りを防ぐため、指定管理者が定める利用規程に条例及び条例施行規則に規定される利用料金にかかる注意事項を記載すること及び組織として確認を徹底するなど、再発防止に努める旨の報告があった。 今年度は、指導前の10月までに一部で1円単位で過徴収となった同様の事例があったが、指導後においては利用実績は無いところである。今後も、年度替わりや冷暖房の切替時期など、随時指導してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農業水産課 (指定管理者：特定非営利活動法人浦島倶楽部) (指定管理施設：水橋フィッシャリーナ)
指 摘	施設の使用を承認したにもかかわらず、利用料金を徴収していないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和 6 年 1 1 月、指定管理者に対し、施設の使用・承認及び利用料金の徴収について改めて指導を行った。指定管理者からは、会議室の使用に関して緊急の避難場所の提供以外には、事前に使用承認申請書の提出を受け、使用承認書を交付し利用料金を徴収する旨の報告があった。 令和 6 年度において、利用料金を徴収していない事例は無いが、今後は、年度替わりなどに随時指導してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農業振興課 (指定管理者：特定非営利活動法人 大長谷村づくり協議会) (指定管理施設：白木峰山麓交流施設、白木峰山麓ラインガルテン)
指 摘	基本協定書の富山市白木峰山麓交流施設管理運営委託業務別仕様書において、指定管理者は富山市白木峰山麓交流施設のボイラー保守点検業務を実施することとされているが、業者との連絡調整が不調となったため令和5年度は点検を行うことができず、その旨の相談を指定管理者から受けていたが、当該業務を計画どおりに実施したとして指定管理者からの管理業務報告書を収受していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	指定管理者が月毎に提出する管理業務報告書について、日付や業務等の進捗や経過及び詳細等を明記するよう指導するとともに、履行した業務の検査結果等の履行が確認できる資料を報告書に添付するよう指導した。このことにより、業務の不履行の見逃しを防止し、履行状況を把握しやすくなるように改善が図られた。 なお、令和6年度のボイラー保守点検業務については、令和6年4月1日に再委託の申請があり、同日付けで承諾を行った。点検業務が令和6年10月10日に実施されたことを管理業務報告書により確認したところであり、今後も適正な処理となるよう指導してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農業振興課 (指定管理者：特定非営利活動法人 大長谷村づくり協議会) (指定管理施設：白木峰山麓交流施設、白木峰山麓ラインガルテン)
指 摘	指定管理者に貸与している備品について、物品棄焼却処分伺を作成せずに処分し、備品台帳から払い出していなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和 6 年 1 2 月 2 7 日付で物品棄焼却処分伺いの決裁を受け、備品台帳から払い出しを行った。 今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な処理に努めてまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農業振興課 (指定管理者：特定非営利活動法人 大長谷村づくり協議会) (指定管理施設：白木峰山麓交流施設、白木峰山麓ラインガルテン)
指 摘	長寿福祉課の高齢者ふれあい入浴事業では、一部の市民は、市から交付を受けた八尾地域共通入浴助成券を提出することで富山市白木峰交流施設の入館料の一部が免除されるが、富山市白木峰山麓交流施設条例に定める使用者の入館料の納付義務と事業との関係が、令和5年度まで整理されていなかった。令和6年度においては、富山市白木峰山麓交流施設入館料の取扱減免要綱を策定し、共通入浴券を提出した者を減免の対象とすることに改め、指定管理者に対象者から減免後の入館料を徴収するよう指示していたが、実績の報告を受けるのみで、減免の決定行為を行っていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	高齢者ふれあい入浴事業に関する入館料の減免決定については、月次の管理業務報告書に併せて、共通入浴券の使用実績の報告書を提出するよう令和6年11月8日に指定管理者へ指示し、同日提出された管理業務報告書（令和6年10月分）から、農業振興課において月ごとに減免の決定を行っている。 今後も富山市白木峰山麓交流施設条例等に基づき、適切な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農業振興課 (指定管理者：特定非営利活動法人 大長谷村づくり協議会) (指定管理施設：白木峰山麓交流施設、白木峰山麓クラインガルテン)
指 摘	指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、指定管理者が再委託していることを把握しているにもかかわらず、市の承諾を受けるよう指導していなかったので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和6年4月からは、再委託が必要な業務委託について、再委託の申請を行うよう指定管理者へ指導を行ってきた。これを受けて、交流施設及びクラインガルテンの当初分は4月1日付けで、クラインガルデンの追加分は4月2日付けで再委託の申請があり、基本協定書の規定に基づき承諾をしたところであり、今後も適正な事務処理に努めるよう指導してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農業振興課 (指定管理者：特定非営利活動法人 大長谷村づくり協議会) (指定管理施設：白木峰山麓交流施設、白木峰山麓ラインガルテン)
指 摘	富山市会計規則において、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入を適正と認める場合は直ちに調定をしなければならないとされているが、白木峰山麓交流施設使用料について、指定管理者から使用料が納入された後、調定をするまでに1か月以上経過しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和6年4月以降は、毎月期限までに提出された管理業務報告書の利用状況に基づき算出した使用料と納入された使用料に差異がないことを確認して、速やかに調定を行った。 今後も、富山市会計規則に基づき、適正な処理に努めるよう指導してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農地林務課 (指定管理者：特定非営利活動法人 大長谷村づくり協議会) (指定管理施設：富山市 2 1 世紀の森杉ヶ平キャンプ場)
指 摘	指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、指定管理者が再委託していることを把握しているにもかかわらず、市の承諾を受けるよう指導していなかったので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和 6 年 4 月より、再委託が必要な業務委託について、再委託の申請を行うよう指定管理者へ指導した。これを受けて、令和 6 年は 4 月 1 日及び 4 月 2 日付け(追加分)で再委託の申請があり、基本協定書の規定に基づき承諾した。 今後は、適正な事務処理に努めるよう指導してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農地林務課 (指定管理者：特定非営利活動法人 大長谷村づくり協議会) (指定管理施設：富山市 2 1 世紀の森杉ヶ平キャンプ場)
指 摘	【指定管理者監査の指摘】 富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場の使用料について、使用料は前納とされているが、後日徴収しているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和 6 年 1 1 月、指定管理者に対し、前納を徹底するように指示した。 また、本指摘の対象となった事案は、減免承認を受けていた使用団体が、当日に人数変更となり、指定管理者が減免金額が変わると考え、事前の料金の徴収を見送ったことにより発生したことから、指定管理者に対し、減免承認を受けた場合は、当日の使用者数が減っても承認額を徴収するように指導した。 来年度の営業開始日である令和 7 年 5 月 1 日以降は、随時指導し、前納を徹底する。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農地林務課 (指定管理者：特定非営利活動法人 大長谷村づくり協議会) (指定管理施設：富山市 2 1 世紀の森杉ヶ平キャンプ場)
指 摘	富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例施行規則において、施設の使用承認を受けようとする者は、富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場使用承認申請書を指定管理者に提出しなければならないとされているが、市長宛の富山市森林総合利用施設使用申込書を提出させていることを把握しているにもかかわらず、指定管理者への指導を行っていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和 6 年 1 1 月に、指定管理者宛の施設使用申込書及び承認書様式を作成し、来年度の営業開始日である令和 7 年 5 月 1 日より使用する予定である。 今後は、富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例施行規則に基づき、適正な事務処理に努めるよう指導してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農地林務課 (指定管理者：特定非営利活動法人 大長谷村づくり協議会) (指定管理施設：富山市 2 1 世紀の森杉ヶ平キャンプ場)
指 摘	富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場使用料について、減免を受けようとする者はあらかじめ、富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場使用減免申請書を市長に提出しなければならないとされているが、使用後に減免申請書を収受し、減免承認書の交付を行っているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和 6 年 1 0 月より、富山市 2 1 世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例施行規則に基づき、キャンプ場の使用後ではなく、使用前に減免申請書を収受し、承認書を交付するように改めた。 令和 6 年 1 0 月以降、減免申請を承認した事例はないが、今後は、施設使用前に減免申請書の受理及び減免承認を行うように徹底してまいりたい。

(別紙) 様式 3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	企画管理部 文化国際課 (指定管理者：アルコット株式会社) (指定管理施設：富山能楽堂)
意 見	富山能楽堂の使用料において、富山市富山南総合公園文化体育施設条例別表の備考では、練習等のため舞台を使用する場合の使用料は、この表に定める額の50パーセントに相当する額とするとされており、現在は、指定管理者の運用によって、稽古、搬入、設営、結婚式の前撮りについて練習等に該当するものとして適用されているが、明確な基準がないため、取扱基準の作成などを検討されたい。
回 答	富山市富山南総合公園文化体育施設条例において、練習等のため舞台を使用する場合の使用料は、条例別表に定める額の50パーセントに相当する額とされているところ、舞台以外を使用した際にも当該規定を適用し誤った使用料を算定していたことについては、指定管理者に指導したところであるが、練習等に該当するか否かの判断基準については、指定管理者とも協議し、令和7年度までに取扱基準を作成してまいりたい。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監査対象	農林水産部 農業水産課 (指定管理者：特定非営利活動法人浦島倶楽部) (指定管理施設：水橋フィッシャリーナ)
意見	今回の定期監査において、施設の使用申請及び承認の手続に関して指摘事項があったが、水橋フィッシャリーナ管理業務仕様書に定めるとおりオーナー利用者は利用契約を締結しており、申請者の身元が明らかであることや、これまでの運用でも使用承認の重複などの問題や苦情が生じたことがないことから、申請については簡略化できる可能性はあると思われる。今回の指摘事項に対しては、機械的に事務仕事を増やして関係者に負担を強いるのではなく、指定管理者の現場での運用を参考にしながら合理的な対応を講ずることを検討されたい。
回答	施設の使用申請及び承認の手続に関しては、艇保管にかかる水面係留施設又は陸上保管施設の使用承認済みの身元が明らかなオーナー利用者に限る対応として、条例施行規則の改正などにより手続きを簡略化し実効性のあるものへ改善したいと考えており、オーナー利用者への周知と適正な事務執行を考慮し、令和7年4月からの運用となるよう進めてまいりたい。